

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(監視係)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行細則の一部改正について（通知）

このことについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行細則（昭和 3 7 年福岡県規則第 2 9 号。以下「細則」という。）の一部を下記のとおり
改正いたしましたのでお知らせします。

記

1 改正の理由

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部
を改正する省令の一部を改正する省令の施行等について」（令和 2 年 3 月 2 7 日薬生発 0
3 2 7 第 1 号。以下「通知」という。）により、登録販売者が店舗管理者等になる際の要
件が整理されたこと等を踏まえ、細則の規定を整理したものを。

2 改正内容

細則に規定する店舗管理者等の要件に関する証明書の様式中、業務等に従事した合計
時間による従事期間の計算方法等を追加するほか、所要の整理を行うものであること（第
8 条及び様式第 8 号から様式第 1 0 号まで関係）。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 公布の日

令和 2 年 7 月 3 1 日

5 施行期日

公布の日から施行する。